

1.1 使用期限の定められた医薬品等の取扱い 1.2 医薬品・医療機器・再生医療等製品の譲渡譲受の記録

1.3 取扱品目の遵守 1.4 広告物の状況 1.5 販売方法の遵守 1.6 情報提供・相談応需

1.7 処方箋、調剤記録等の記入及び保存 1.8 処方箋数 1.9 医薬品等の表示

2.0 掲示 2.1 従事者の区別(名札等) 2.2 医薬品の陳列方法 2.3 陳列場所の閉鎖方法

2.4 体制省令の遵守 2.5 指針の策定・業務手順書の作成等 2.6 特定販売

2.7 医薬品の販売先及び販売品目の遵守 2.8 薬局製造販売医薬品の取扱い等

2.9 医療機器販売・貸与業者の遵守事項 3.0 再生医療等製品販売業者の遵守事項

3.1 健康食品の取扱い 3.2 新医薬部外品の取扱い 3.3 指定薬物等の取扱い

3.4 健康サポート薬局 3.5 認定薬局(地域、専門)

3.6 登録 3.7 登録票の掲示 3.8 貯蔵、陳列設備等 3.9 毒物劇物の取扱い

4.0 毒物劇物の譲渡、交付 4.1 毒物劇物の表示等 4.2 取扱責任者の勤務、管理状況

検査結果

上記の検査項目について、検査したところ、処方せん医薬品以外の医療用医薬品の販売の件

1 特に指摘する事項は、ありません。 ご同いました。

2 指摘事項は、次のとおりです。
 一般人を対象とする広告を行わないこと。令和4年8月5日付薬生発0805第23号(処方箋
 医薬品以外の医療用医薬品の販売方法等の周知)を確認し、通知内容を遵守すること。

上記の指摘事項について

- 1 次回の立入検査までに改善してください。
- 2 2 すみやかに改善し、再 保健所 TEL(0480-61-1216) まで連絡してください。
- 3 令和 年 月 日までに保健所に来所してください。

備考	
----	--